

議会広報広聴委員会

令和6年3月21日(木)
午後3時00分から
第4委員会室

- 【出席者】村武委員長、村木副委員長、
肥後委員、大谷委員、三浦委員、沖田委員、川上委員、上野委員、
西田委員、川神委員
- 【議長団】笹田議長
- 【事務局】下間局長、村山書記、小寺主事
-

議題

- 1 地域井戸端会の開催について……………資料1
 - (1) 運営方法等詳細協議
 - (2) その他

- 2 広報活動について……………資料2
 - (1) 新たな情報発信の検討
 - (2) その他

- 3 議会だよりの紙面について……………資料3
 - (1) 紙面の見直し及び取扱
 - (2) その他

- 4 その他

地域井戸端会～皆さんの声を伺います～の実施について

1 実施期間

令和6年5月11日（土）から6月1日（土）

※曜日・時間帯は各班で調整（市民の参加しやすい時間帯等確認）

※開催時間は2時間で統一

2 班編成及び会場分担 ※まちづくりセンターは地域名のみ記載

班	浜田(9)	金城(6)	旭(5)	弥栄(2)	三隅(6)
1班 岡本・三浦・田畑	国府	久佐	市木	杵束	三隅
2班 村武・布施・大谷	すくすく	小国	今市	安城	岡見
3班 西田・上野・牛尾	美川 二反田	雲城	木田		井野
4班 芦谷・串崎・川上	石見 周布	今福	和田		黒沢
5班 永見・肥後・佐々木	大麻	波佐	都川		三保
6班 沖田・柳楽・小川	浜田 長浜	美又			白砂

※会場との調整等は各班の議会広報広聴委員が担う。また、議長、副議長、村木副委員長は各会場の補助をする。

3 運営方法及び当日の流れ

- ・各常任委員会（総務文教、福祉環境、産業建設）から選出された班構成として、所管ごとにテーブルを設ける
※参加者数に応じて、テーブル数は調整可
- ・以下のとおり事前テーマを設定しテーブルごとに意見交換を行う時間と、参加者が自由に意見を述べ意見交換を行う時間の2部構成で行う

【総務文教】

地域交通について ～移動の自由をどうつくるか～

【福祉環境】

市の環境施策や環境に配慮した市民活動のあり方について

【産業建設】

地域産業の問題点と課題について

- ・当日のタイムスケジュールイメージは以下のとおり。
 - ①受付（氏名と連絡先を聞き取り、テーブルへ誘導）
 - ②当日の流れとその後の対応について説明：5分
 - ③議会の現状報告（委員会ごとに簡単に取組課題など）：10分
 - ④テーマに基づく意見交換：40分
 - ⑤テーブルごとに意見交換の概要を発表：10分
 - ⑥自由に意見交換：40分
※議員個人又は議会の見解であるかは明確にして発言する
 - ⑦テーブルごとに意見交換の概要を発表：10分
 - ⑧まとめ：5分

4 意見の取扱い

- ・委員会設定テーマ：各委員会で協議（今後の調査・研究に生かす）
 - ・自由意見：全員協議会で報告後、報告資料を基に各委員会で協議
- ※総括を各まちづくりセンターに報告
（全ての意見に返答するものではない旨を必ず伝えておく）

5 今後のスケジュール

3月18日 全員協議会	班編成、会場分担及び各委員会のテーマの周知
<u>3月21日～4月5日</u>	<u>議会広報広聴委員による会場との日程調整※</u>
4月12日	周知開始
5月11日～6月1日	地域井戸端会随時開催 (全ての意見に返答するものではない旨を必ず伝えておく)
6月3日	報告書提出締切
6月17日 全員協議会	報告書の共有
6月 定例会議期間中	報告書を基に協議 (重要と思われるものについて協議)
6月 定例会議最終日 全員協議会	委員会での協議結果の共有
7月初旬	各会場に回答を掲示 (全体同一の回答)

※各まちづくりセンターと日程調整する際に、「まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書」(今市まちづくりセンターは浜田市旭保健センター使用許可申請書、安城まちづくりセンターは減免申請を事務局から提出、二反田は日程の調整のみ)を提出する。また、日程が決定次第事務局に報告する。

地域井戸端会について

【周知方法】

- ・ポスター（チラシ）の配置
- ・議員によるポスター掲示依頼
- ・はまだ議会だより（5月1日発行分の紙面に掲載※4ページ）
- ・市議会 HP 掲載
- ・石見 CATV 告知（スタジオいわみ、定時放送）
- ・市公用車ステッカー貼り付け
- ・総合窓口課モニター掲示
- ・広報はまだ掲載（5月号）

【準備物】

受付簿（氏名、連絡先記入用）

ICレコーダー

タブレット（写真撮影）

付箋（メモ）、模造紙、カラーペン

アンケート

報告書様式

模造紙

ポストイット

会場一覧

No.	地区	会場名	会場長	日時	議員1	議員2	議員3	会場予約対応者	予約時提出書類
1	浜田	浜田まちづくりセンター	浜田まちづくりセンター長		沖田真治	柳楽真智子	小川稔宏	沖田真治	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
2		石見まちづくりセンター	石見まちづくりセンター長		芦谷英夫	串崎利行	川上幾雄	川上幾雄	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
3		長浜まちづくりセンター	長浜まちづくりセンター長		沖田真治	柳楽真智子	小川稔宏	沖田真治	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
4		国府まちづくりセンター	国府まちづくりセンター長		岡本正友	三浦大紀	田畑敬二	三浦大紀	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
5		周布まちづくりセンター	周布まちづくりセンター長		芦谷英夫	串崎利行	川上幾雄	川上幾雄	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
6		美川まちづくりセンター	美川まちづくりセンター長		西田清久	上野茂	牛尾昭	上野茂・西田清久	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
7		大麻まちづくりセンター	大麻まちづくりセンター長		永見利久	肥後孝俊	佐々木豊治	肥後孝俊	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
8		二反田団地集会所			西田清久	上野茂	牛尾昭	上野茂・西田清久	
9		子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援担当課長		村武まゆみ	布施賢司	大谷学	大谷学・村武まゆみ	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
10	金城	雲城まちづくりセンター	雲城まちづくりセンター長		西田清久	上野茂	牛尾昭	上野茂・西田清久	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
11		今福まちづくりセンター	今福まちづくりセンター長		芦谷英夫	串崎利行	川上幾雄	川上幾雄	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
12		波佐まちづくりセンター	波佐まちづくりセンター長		永見利久	肥後孝俊	佐々木豊治	肥後孝俊	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
13		小国まちづくりセンター	小国まちづくりセンター長		村武まゆみ	布施賢司	大谷学	大谷学・村武まゆみ	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
14		久佐まちづくりセンター	久佐まちづくりセンター長		岡本正友	三浦大紀	田畑敬二	三浦大紀	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
15		美又まちづくりセンター	美又まちづくりセンター長		沖田真治	柳楽真智子	小川稔宏	沖田真治	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
16	旭	今市まちづくりセンター	今市まちづくりセンター長		村武まゆみ	布施賢司	大谷学	大谷学・村武まゆみ	浜田市旭保健センター使用許可申請書
17		木田まちづくりセンター	木田まちづくりセンター長		西田清久	上野茂	牛尾昭	上野茂・西田清久	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
18		和田まちづくりセンター	和田まちづくりセンター長		芦谷英夫	串崎利行	川上幾雄	川上幾雄	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
19		都川まちづくりセンター	都川まちづくりセンター長		永見利久	肥後孝俊	佐々木豊治	肥後孝俊	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
20		市木まちづくりセンター	市木まちづくりセンター長		岡本正友	三浦大紀	田畑敬二	三浦大紀	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
21	弥栄	杵束まちづくりセンター	杵束まちづくりセンター長		岡本正友	三浦大紀	田畑敬二	三浦大紀	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
22		安城まちづくりセンター	安城まちづくりセンター長		村武まゆみ	布施賢司	大谷学	大谷学・村武まゆみ	まちづくりセンター予約後、事務局に報告。事務局より減免申請提出
23	三隅	三隅まちづくりセンター	三隅まちづくりセンター長		岡本正友	三浦大紀	田畑敬二	三浦大紀	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
24		三保まちづくりセンター	三保まちづくりセンター長		永見利久	肥後孝俊	佐々木豊治	肥後孝俊	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
25		岡見まちづくりセンター	岡見まちづくりセンター長		村武まゆみ	布施賢司	大谷学	大谷学・村武まゆみ	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
26		井野まちづくりセンター	井野まちづくりセンター長		西田清久	上野茂	牛尾昭	上野茂・西田清久	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
27		黒沢まちづくりセンター	黒沢まちづくりセンター長		芦谷英夫	串崎利行	川上幾雄	川上幾雄	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書
28		白砂まちづくりセンター	白砂まちづくりセンター長		沖田真治	柳楽真智子	小川稔宏	沖田真治	まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書

新たな情報発信について

1. 目的

議会活動をより知ってもらうため、より多くの方に情報を届ける（広報機能の強化）

2. 背景

浜田市議会ホームページ、YouTube、議会だより(mini 含む)、議会報告会により議会の情報を発信している。

令和6年1月に開催した島根県立大学生との意見交換会にて実施したアンケートで、どのような媒体から議会の情報を得たいかとの回答として、インターネットとの回答が最も多く、次いで YouTube などの SNS であった。また、同アンケートの各種 SNS の利用については YouTube が 92%、Instagram が 85%、X が 46%であった。このことから、議会の情報を取得したい媒体としてはホームページ、YouTube の需要が高いことがうかがえるため、広報機能の強化としては、既存の議会ホームページ及び YouTube の周知及び議会に興味を持ってもらえることが重要になると考えられる。これらのことを踏まえ、広報機能の強化のため新たな情報発信を検討していく。

2. 情報発信の方法

- ①浜田市議会のホームページ及び YouTube へ誘導するため QR コードを議員の名刺に記載。また、専用のカードを作成し周知する。
- ②議員各自が利用している SNS を活用する。
- ③議会として SNS (Facebook、Instagram、TikTok、Line、X (旧 Twitter) 等) を活用する。

議会だよりの紙面について

1. 変更内容案

変更内容	目的
委員会活動レポートを必ず全ての委員会（3 常任委員会、議会広報広聴委員会、議会運営委員会、議会改革推進特別委員会）掲載する。また、内容及び原稿の作成を各委員会に依頼。	・本誌には全委員会の活動状況を掲載し活動内容を周知する ・各委員会に依頼することでよりタイムリーな内容が掲載できる 例：令和6年5月の議会だよりでは2月19日の議会広報広聴委員会で掲載内容と担当者を決定しているが、委員会に依頼することで3常任委員会であれば3月5日～7日の委員会にて掲載内容を決定することが出来る。